

はじめに

近代社会では、労働者と使用者の関係も、自由、平等な人格をもった人と人との間の契約関係として考えられています。しかし、労働者一人ひとりが使用者と実質的に対等な立場に立って交渉することは困難な面があることから、労働者が対等な立場で使用者と交渉するため結成するのが労働組合であり、憲法を始めとした各法律により保護されています。

近年、働き方改革関連法の成立など労働者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、労使が活発に話し合い、より良い職場環境をつくっていくことがバランスのとれた経済・社会の発展には欠かせず、労働組合の社会的役割は益々重要となっています。

この冊子は、労働組合の組織と運営等についてまとめたものであり、一人でも多くの方に労働組合に関心を持っていただき、理解を深めていただくための参考になれば幸いです。

平成31年3月

愛知県労働福祉課

目 次

労働組合の組織と運営

1 労働組合	1
(1) 労働組合とは	1
(2) 労働組合についての法律の定めは	1
(3) 労働組合に与えられる労働組合法上の保護とは	4
(4) 労働組合の種類は	5
2 労働組合の結成	6
(1) 労働組合をつくるには	6
(2) 結成準備委員会の仕事は	6
(3) 組合結成大会を開くには	6
(4) 組合を結成したら	7
【参考例】	
様式1 労働組合結成通知（例）	8
様式2 要求書（例）	9
様式3 団体交渉申込書（例）	10
3 労働組合の運営	11
(1) 組合員の権利と義務は	11
(2) 労働組合同約には	12
(3) 労働組合の統制を保つためには	13
(4) 役員の弾劾は	14
(5) 組合の機関には	14
【組合同約参考例】	18
例 1 <支部制を導入しない組合の例>	19
例 2 <支部制及び代議員制を導入する組合の例>	24
4 労働組合の資格審査	31
(1) 資格審査とは	31
(2) 資格審査の基準	31
(3) 資格審査の手続き	32
5 争議行為	34
(1) 争議行為に対する法的保護	34

(2) 労働関係調整法上の定義	34
(3) 争議行為の正当性	34
(4) 争議行為の形態	35
(5) 使用者の争議行為	35
(6) 公共事業の争議行為の予告通知	36
(7) 争議行為の届出義務	36
(8) 争議行為の調整	36

団体交渉と労働協約

6 団体交渉	37
(1) 団体交渉とは	37
(2) 団体交渉に対する法的保護	37
(3) 団体交渉の当事者	37
(4) 団体交渉の担当者	38
(5) 団体交渉と上部団体	38
(6) 団体交渉と合同労組	39
(7) 団体交渉の対象事項	39
(8) 団体交渉の手続き	40
(9) 団体交渉の日時・場所・人数	40
(10) 使用者の団交応諾義務	41
7 労働協約	42
(1) 労働協約とは	42
(2) 労働協約を結ぶにあたっては	42
(3) 労働協約の締結当事者	43
(4) 労働協約の形式	43
(5) 労働協約の効力	43
(6) 労働協約の終了	46
(7) 労働協約の余後効	47
(8) 労働協約の内容	48
(9) 社会・経済情勢に対応する労働協約	49
(10) 会社分割と労働協約の承継	50
【労働協約の規定例】	54
(1) 協約締結の目的	54
(2) 唯一交渉団体約款	55
(3) ショップ制	55

(4) ショップ約款の効力	59
(5) 組合員の範囲	61
(6) 協約適用範囲、その他	62
(7) 組合活動条項	63
(8) 人事条項	68
(9) 労働条件条項	71
(10) 福利厚生	81
(11) 安全衛生	81
(12) 労使協議制に関する条項	82
(13) 苦情処理委員会	86
(14) 団体交渉条項	88
(15) 平和条項、争議条項、平和義務	91
(16) 期間条項その他	95

不当労働行為

8 不当労働行為	97
(1) 不当労働行為制度の趣旨は	97
(2) 不当労働行為とはどういうものか	97
(3) 不当労働行為の救済	98

労働委員会と調整制度

9 労働委員会と調整制度	103
(1) 紛争が自主的に解決できない場合には	103
(2) 労働委員会とは	103
(3) 労働委員会のはたらきは	103

関係行政機関一覧

10 関係行政機関一覧	105
(1) 愛知県	105
(2) 愛知労働局労働基準部・労働基準監督署	106
(3) 愛知労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー	107
(4) 中央労働委員会・愛知県労働委員会	107